

整備基準等マニュアルの改訂及び施行規則の一部改正について

1 町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアルの改訂
【2021年3月改訂】2 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則の一部改正の概要
【2021年10月15日公布・施行】

(1) 公立小学校等のバリアフリー化に係るバリアフリー法施行令の一部改正に対応

裏面参照

■バリアフリー法施行令改正 新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>第五条 <u>法第二条第十九号</u>の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校</u></p>	<p>第五条 <u>法第二条第十七号</u>の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>一 特別支援学校</u></p>

※ 町田市福祉のまちづくり総合推進条例施行規則においては、国施行令の一部改正前から「公立小学校等」は、「多数の者が利用する」整備を規則で定めており、本規則の改正前後で整備基準に変更は無い。

(2) 町田市公印規程の一部改正に伴い本規則の様式から押印欄の削除

(3) その他文言整理

・「リフト付き車両」→「リフト付車両」 ・「通じる」→「通ずる」 ほか

令和2年9月29日
住宅局建築指導課

公立小学校等のバリアフリー化を進めます

～「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定～

公立小学校等を建築物移動等円滑化基準（いわゆる建築物バリアフリー基準）への適合義務の対象となる特別特定建築物に追加等する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日、閣議決定されました。

1. 背景

本年5月20日に公布された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号。以下「改正法」という。）により、一定規模以上の建築をしようとするときに建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）について、所要の改正を行います。

2. 概要

（1）公立小学校等の特別特定建築物への追加（第5条第1号）

建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物として、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のものを追加します。

（2）その他

その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定めます。

3. スケジュール

閣議決定	令和2年 9月29日（火）
公布	令和2年10月 2日（金）
施行	令和3年 4月 1日（木）（改正法の施行の日）

<問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 渡邊、山田
代表：03-5253-8111（内線：39515、39538）
直通：03-5253-8513 FAX：03-5253-1630